

地域の子育て支援事業等内容・利用料など

用語	内容	問合せ先
体験学習施設スマイル	児童館的機能を持ち児童青少年の健全育成を目的とした施設。多目的室やスポーツルーム、カフェ等併設。体験型の講座や各種イベントも開催。 所在地：池子1-11-2 開館日等：平日 9時00分～19時00分（受付終了 18時30分）、土曜・日曜・祝日 9時00分～17時00分（受付終了 16時30分）※小学生の利用は17時00分まで ◆小・中・高校生は無料。大人が利用する場合は有料です。詳細はホームページをご参照ください。	子育て支援課 青少年育成係
逗子市子ども相談室 (家庭児童相談室)	子ども本人や親等からの心配事や悩み事などの相談の受け付け。逗子市役所内に設置。月曜日～金曜日8:30～17:15 電話046-871-8801（直通） ◆利用料 無料（電話代はご本人負担）	子育て支援課 子育て支援係
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、相談・援助を行い地域住民を支援している。守秘義務があり、困りごとがあれば気軽に相談できる。福祉の制度など、さまざまな支援サービスをご紹介します。	社会福祉課 社会福祉係
陽だまりサークル	子育て中のお父さんお母さんのリフレッシュ事業として、また親同士の仲間（つながり）づくりの場として、年4回開催。開催中はお子様を保育サポーターに預け、お子さんから離れて親同士が楽しみながら気分転換を図る場となっている。	社会福祉 協議会
地域安心生活サポート事業	“地域において孤立しがちなひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等を地域で見守り支援していくことにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制”を地域が主体となって検討し、取り組む事業。自治会や地域のボランティア（見守りサポーター）が中心となって取り組んでいる。	社会福祉 協議会
放課後児童クラブ (学童保育)	保護者が仕事などで放課後家庭にいないお子さんの遊びや生活の場を提供する施設。市内の小学校区毎に1箇所ずつ5箇所設置。 ◆利用料：0円～17,500円/月。延長保育料は別途1,000円/月かかります。	保育課
ふれあいスクール	市立小学校5校の空き教室を活用。放課後の子どもの居場所、遊び場及び世代間交流の場。子どもたちの豊かな人間性の育成を目的としています。 ◆利用料無料	子育て支援課 青少年育成係
こども発達支援センター ひなた 療育相談	18歳までの障がいや発達に心配のあるお子さんが将来にわたって、その持てる力を十分に発揮して暮らせるよう、相談や個別支援・勉強会などを通して切れ目なくサポートする。 所在地：逗子市桜山5-20-29（療育教育総合センター1階） 開館日等：月曜日～金曜日（開館時間）8:30～17:15（電話相談・来館相談）9:30～16:30 ※来館予約の受付は17:00まで ◆利用料：無料	療育教育総合 センター
こども発達支援センターくろーばー	「自立的で豊かな生活の広がり」を目的として、お子さん一人ひとりの様々な特性に配慮した個別支援計画をもとに、児童発達支援事業や放課後等デイサービスのグループ療育などをおとして、専門的で一貫した支援をご家族や療育相談と協働しながら行う。※児童福祉法に基づく法定サービスになりますので、利用にあたり所定の手続きが必要となります。 所在地：逗子市桜山5-20-29（療育教育総合センター2階） ◆利用料：800円程度/日 ※世帯の収入状況等により負担上限月額が設けられている。	療育教育総合 センター
教育研究相談センター	教育に有用な調査・研究、教員の指導力向上のための研修会などの取り組み及び教育相談などを行い、本市の教育の振興を図る。不登校児童生徒の学習の場として適応指導教室「なぎさ」を開室。また、支援教育推進巡回指導員、巡回スクールカウンセラーを市内小中学校に派遣し、支援教育に関する学校のサポートを行っている。また、市内児童・生徒及びその保護者・教員を対象とし、教育に関する悩み・不安・ストレス等さまざまな要因からくる相談を受けることにより、相談者の心的負担の軽減を図り問題解決の支援を行います。 所在地：逗子市桜山5-20-29（療育教育総合センター3階）。	療育教育総合 センター
ずし子育てわくわくメール（メルマガ）	子育てに関するイベントや講座、子どもの健診などお知らせをメールで配信。 0～2歳、3～5歳、6～11歳、12歳～15歳児、16歳～18歳、の5区分があります。 ◆利用料 無料（通信費などは登録者負担）	子育て支援課 子育て支援係
社会福祉協議会	逗子市桜山5-32-1に所在。公共性・公益性のある社会福祉団体として、地域福祉の向上や地域福祉事業の推進役として活動を続け、在宅福祉サービス各種相談、ボランティアのコーディネート、子育て支援事業などにも取り組んでいる。	社会福祉 協議会
児童養護施設	児童福祉法に基づく児童福祉施設の一つ。保護者がいない、虐待されているなど家庭養育が困難な子どもを入所させて養育する施設。近隣に、鎌倉児童ホーム（鎌倉市）、春光学園（横須賀市）、幸保愛児園（葉山町）、誠心学園（横浜市磯子区）などがある。	子育て支援課 子育て支援係

用語	内容	問合せ先
児童相談所	児童福祉法に基づき、原則18歳未満の子どもに関する様々な相談に応じる機関。子育ての悩み・虐待に関する相談・言葉や発達の遅れに関する相談・生活やしつけの相談・非行の相談・不登校の相談・里親に関する相談等本人、家族、学校の先生、地域の方々等からの相談に専門スタッフが応じる行政機関。逗子市は、鎌倉三浦地域児童相談所の管轄。 ◆利用料 無料	子育て支援課
保健所	県鎌倉保健福祉事務所（平成9年に県保健所と県福祉事務所が合併した機関）が逗子市を所管しています。医師、保健師、栄養士、衛生監視員等の専門職種が勤務し、住民の方々の生活に密着した保健・医療・衛生・福祉水準の向上に努めている。	子育て支援課
保健センター	逗子市池子字棧敷戸1892-6に所在し、子どもの健診や、大人の健診（検診）、栄養講座など各種講座などの会場となっている。	国保健康課
育児休業制度	育児を目的として休業できる制度。育児休業中は、雇用保険から休業前の賃金の40%程度相当が育児休業給付として支給される。	-
短時間勤務制度	3歳未満の子を養育する従業員が対象。申し出により、短時間勤務（1日6時間勤務）ができる制度。平成24年7月1日法改正により従業員数100人以下の事業所も適用となっている。	-

逗子市では行っていない事業

用語	内容	問合せ先
居宅訪問型保育	ベビーシッターのように、保育者が保育を必要とする子どもの自宅で保育を行う。 ◆利用料：保護者の所得により異なります。	-
病児・病後児保育施設	逗子市内には、現在のところ、病児・病後児保育施設はありません。発熱時など病気の際に、病院や保育施設に付設された専用スペースで看護師などが一時的に保育する事業。近隣では鎌倉市、横須賀市などで実施しています。	-
夜間養護等事業（トワイライトステイ）	逗子市では子どもを預かる夜間養護等事業は行っていません。保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となりお子さんの養育が困難となった場合等の緊急時に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設で短時間預かる事業	-
短期入所生活援助事業（ショートステイ）	逗子市では子どもを預かる短期入所生活援助事業は行っていません。（障がい程度区分1以上の障がい者向けのみ実施）。保護者の入院や育児疲れ等により一時的に養育困難となったお子さんを乳児院・児童養護施設で短時間預かる事業。近隣では鎌倉市・横須賀市などで実施しています。	-